

【2020年7月3日改正】

住居確保給付金のしおり

離職によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

住居確保給付金とは

離職者（やむを得ない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある場合も含む）であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、生活困窮者自立支援センター（愛称：すまいる・ねっと・ワーク福山）（以下「支援センター」という。）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：次の額を上限として、収入に応じて調整された額を支給

34,000円（単身世帯） 41,000円（2人世帯） 44,000円（3人～5人以上世帯）

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：家主等へ代理納付

住居確保給付金を受けるには次のような要件があります

申請時に次の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある
- ② 申請日において「離職等の日から2年以内」または「やむを得ない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある」
- ③ 離職前に、主たる生計維持者であった（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合を含む。）
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には、公的給付を含む）。

世帯人数	基準額（円）		収入基準額（円）
1人	84,000円	+ 家賃額 （ただし地域ごとに設定された基準額が上限）	118,000円
2人	130,000円		171,000円
3人	172,000円		216,000円
4人	214,000円		258,000円
5人	255,000円		299,000円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と生活を一つにしている同居の親族の預貯金の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産（円）
1人	504,000円
2人	780,000円
3人	1,000,000円
4人	1,000,000円
5人	1,000,000円

- ⑥ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと

（離職等と同程度の場合は、副業や転職を視野に入れた職業相談を公共職業安定所や自立相談支援機関と行うこと）

- ⑦ 国の雇用施策による貸付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

住居確保給付金の支給額

単身世帯

月収が基準額以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額
月収が基準額を超える方は次の数式により算定された額となります。

$$\text{住居確保給付金支給額}^{\ast} = \text{家賃額} - (\text{月の世帯の収入合計額} - \text{基準額})$$

※ **支給額[※]**は住居確保給付金基準額（地域によって異なる）を上限

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書
- ② 本人確認書類（次のいずれか）
運転免許証，住民基本台帳カード，旅券，各種福祉手帳，健康保険証，
住民票，戸籍謄本等の写し
- ③ 離職後2年以内の者であることが確認できる書類の写し
（離職票，受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は，例えば，給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど，離職者であることが確認できる何らかの書類）
※「やむを得ない休業等により収入が減少し，離職等と同程度の状況にある」場合は，それを確認できる書類。
（雇用主からの休業を命ずる文書，アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書，請負契約等のアポイントがキャンセルになったことがわかる文書等）
- ④ 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について，収入が確認できる書類の写し
給与明細書，預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ，雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」，年金を受けている場合は「年金手帳」，その他各種福祉手帳
- ⑤ 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し
- ⑥ ハローワークの発行する「求職受付票(ハローワークカード)」の写し

住居確保給付金の申請から決定まで

住宅を喪失するおそれのある方の場合

- ◆ **住居確保給付金の支給申請**
 - 必要書類を添えて、申請書を支援センターに提出します。
 - 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の用紙が配布されます。
- ◆ **入居住宅の貸主との調整**
 - 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。
- ◆ **ハローワークでの求職申込みと他施策利用状況の確認**
 - 福山公共職業安定所（ハローワーク）にて求職申込みを行ってください。
- ◆ **住居確保給付金の確認書類の提出**
 - 不動産業者等から記載・発行を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、支援センターに提出してください。
 - ハローワーク窓口から発行を受けた、求職受付票（ハローワークカード）の写しを支援センターへ提出してください。
- ◆ **住居確保給付金の審査・決定**
 - 審査の結果、支給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が配布されます。
 - 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
 - 住居確保給付金は自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。
 - 支給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。
- ◆ **総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み**
 - 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住居確保給付金受給中の義務

※ 新型コロナウイルス感染症の状況次第で、緩和する可能性あり

- ◆ 支給期間中は、福山公共職業安定所の利用、支援センターの支援員の助言、その他、さまざまな方法により、常用就職に向けた就職活動を行ってください。
- ◆ 少なくとも毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、公共職業安定所の職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」に公共職業安定所担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、安定所確認印を受けます。
- ◆ また、毎月4回以上、支援センターの支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を支援員へ提示して公共職業安定所における職業相談状況を報告するとともに、その他の就職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により、報告してください。
- ◆ 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。月4回の支援員との面接の際に、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、支援センターに報告してください。
- ◆ さらに、支援センターよりプランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。

支給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を支援センターへ提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、住居確保給付金窓口へ毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の支給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3ヶ月間を、2回まで、延長することが可能です。
（要件）
 - ・ 支給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
 - ・ 世帯の収入と預貯金が一定額以下であること住居確保給付金の支給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の支給期間の最終月になったら、収入と預貯金分かる書類を準備して、支援センターへお越し下さい。再延長を希望する場合は、支援センターの指示に従って下さい。

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 次の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、支給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
- ◆ 福山市自立支援センターに申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちのうえ、支援センターへお越し下さい。

住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 毎月2回以上の公共職業安定所での就職相談、毎月4回以上の実施主体の支援員等による面接等又は原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等、就職活動を怠る方については、支給を中止します。
- ◆ 支援センターが策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職（又は収入が増加）し、就労により得られた収入が一定額（福山市の場合：118,000円）を超えた場合は、その収入が得られた月の翌々月以降の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合支援センターの指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ◆ ただし、住居確保給付金を受け、その結果常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、2度目の支給を受けることができます。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

お問い合わせ先
福山市保健福祉局福祉部生活困窮者自立支援センター
TEL :084-928-1241 FAX :084-928-1730